

1 位置付け

- 社会福祉法に規定する都道府県地域福祉支援計画として、新たに策定（計画期間：平成30～32年度）
- 以下の3つの役割を持つ、福祉分野の総合的な計画
 - (1) 各福祉分野に共通する基本的な考え方を示し、都における福祉施策を「支える」
 - (2) 都民の生活を支える様々な施策の方向性を示し、個別計画の「はざまを埋める」
 - (3) 各分野にまたがる共通事項について定め、各福祉分野を「横につなぐ」

2 理念

- (1) 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- (2) 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
- (3) 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

3 主な内容

地域福祉を推進する区市町村の取組への支援

地域福祉全般に係る取組

①地域の支え合いを育む

- 複合的課題や制度の狭間の課題にも対応した相談支援体制の整備
- 高齢者・障害者・子供など、誰もが集える多世代交流拠点の整備
- 高齢者の見守り等を行う地域の住民ボランティアの育成

②安心した暮らしを支える

- 低所得高齢者等に対する、住まい確保と生活支援の一体的な提供
- 生活困窮者への相談支援従事者の資質向上
- 子供の居場所づくり
- 成年後見制度の利用促進

③地域福祉を支える

- 福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」を通じ、福祉職場に関心のある方へ情報発信
- 民生・児童委員の相談技量の向上を図る研修の実施
- 福祉サービス事業者に対する第三者評価の受審促進

4 策定経過

- 平成29年6月～平成30年3月 計画策定委員会（学識経験者、関係機関、区市町村）を6回開催
- 平成30年2月 パブリックコメントの実施 ○ 平成30年3月29日 策定・公表

5 推進体制

- 計画推進委員会（学識経験者、関係機関、区市町村）を年2回開催し、計画で定めた指標等を用い、進行管理及び施策の検討を行う。
- 区市町村間の情報共有のため、シンポジウムを開催（年1回）